

一関地区広域行政組合介護給付費準備基金条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第25号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第147条第2項第1号に規定する事業運営期間における財政の均衡を保つため、一関地区広域行政組合介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、介護保険特別会計において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運営益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、介護給付に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において解散前の一関地方広

域連合介護給付費準備基金条例（平成12年一関地方広域連合条例第3号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）及びその運用により取得した有価証券等は、施行日においてこの条例により積み立てられた基金とみなす。